

2022年2月10日

保護者の皆さま
(生徒の皆さん)

校長 瀧 英次

新型コロナウイルス感染症への対応について（第三十七報）

平素よりご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、大阪府では新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に伴い、まん延防止等重点措置が適用されるとともに、医療非常事態宣言が発出されました。このような状況を踏まえ、文部科学省並びに大阪府教育庁から「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」が出されました。基本的にはこれまで同様、感染防止に努めつつ教育活動を継続していくということですが、特に注意を要するポイントを下記に示しておきますのでご確認ください。

本校でもできる限りの感染症対策を講じて教育活動の維持に努めます。生徒の皆さんも自覚ある行動を心掛けるとともに、マスク着用、黙食、三密回避、不要不急の外出自粛等を徹底してください。保護者の皆さまには、今一度お子様へのご指導をお願いいたします。

引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 基本的な感染症対策の強化・徹底

① 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養を徹底すること。同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えるようにすること。
また、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診すること。

※ 下記の「3. 新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止基準等」もご確認ください。

② 生徒は必ず起床時に検温と健康観察を行い、登校前に Google フォームに入力すること。

※ 欠席や遅刻については従来通り保護者が Classi で連絡してください。

③ 登校時や登校後に生徒に風邪症状が見られた場合には、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。

※ 本校では、症状が消失してから二日を経過するまで出席停止とします。

④ 飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、手洗い・手指の消毒・黙食を徹底したうえで十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましい。

2. 特に感染リスクが高い教育活動

① 教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」は基本的には実施を控えること。

② 体育の授業や運動時においては、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。

③クラブ活動については下記の活動等を控えること

- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等

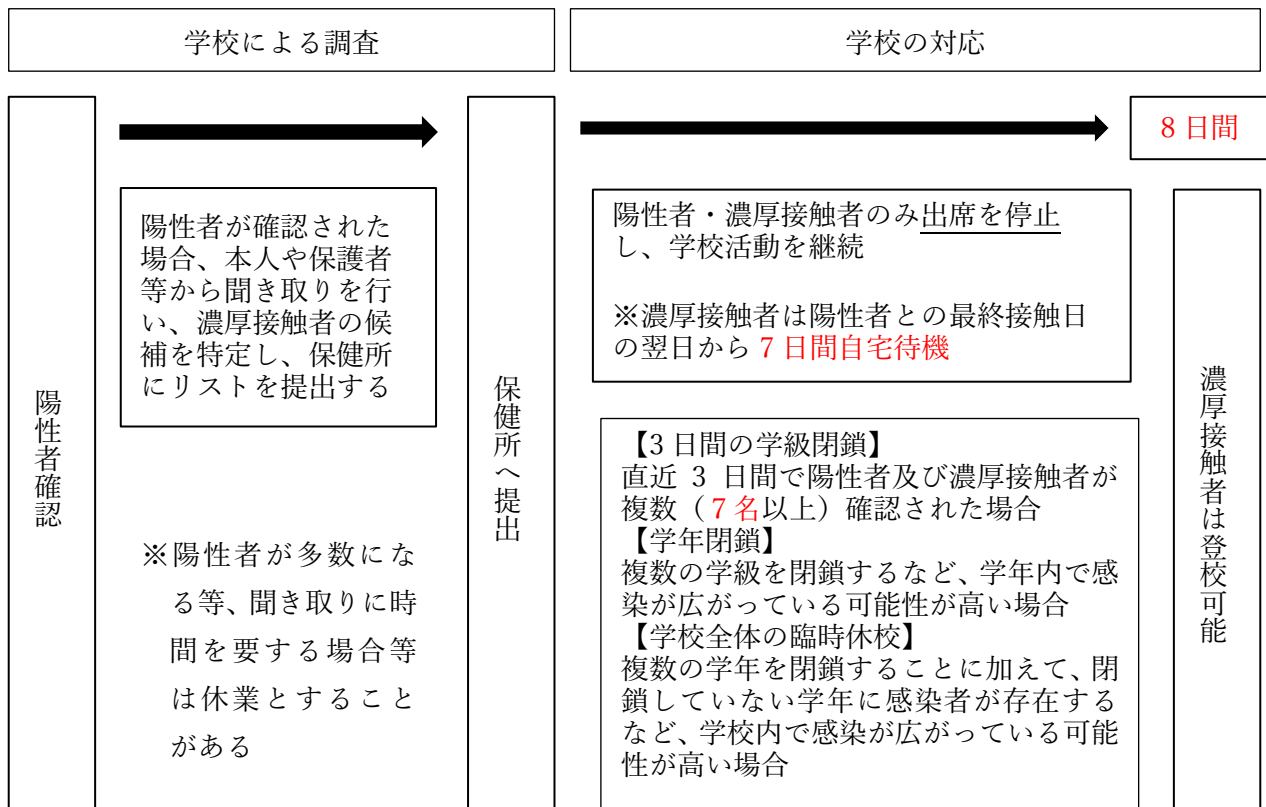
また、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策も徹底すること。

3. 新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止基準等（第三十一報から変更した箇所があります）

状 況		出席停止期間	備 考
本人	① 本人の感染が判明した場合	医師または保健所等に指示された期間まで（治癒するまで）	
	② 本人が濃厚接触となった場合	本人が無症状の場合 医師または保健所等に指示された期間まで 指示がない場合は、感染者との最終接触日（◆1）の翌日から7日間を出席停止とする	→期間中に感染が判明すれば①へ ※ 検査で陰性が判明した場合でも感染者との最終接触日（◆1）の翌日から7日間
		本人に発熱や風邪症状が見られる場合 医師または保健所等に指示された期間まで	当初無症状であっても待機中に症状が出た場合は必ず医療機関へ →感染が判明すれば①へ
	③ 本人に発熱や風邪症状が見られる場合	受診した場合は、医師の指示した期間まで	→期間中に感染が判明すれば①へ
受診していない場合は、症状が消失してから二日を経過するまで		症状がなくなった日の翌日を1日目として、3日目の朝に症状がないことを確認した上で登校可	
同居する家族	④ 同居する家族の感染が判明した場合	②と同じ (保健所から連絡がない場合であっても本人は濃厚接触者となる)	②と同じ
	⑤ 同居する家族が濃厚接触者となった場合	家族のPCR検査で陰性が判明するまで(但し、PCR検査が実施されない場合は、家族の待機期間が終了するまで)	家族に症状があれば医療機関へ →家族の感染が判明すれば④へ
		◆2 <u>家族も本人も無症状の場合は、本人が検査(市販の検査薬も可)して陰性が判明すれば登校可</u>	濃厚接触者(家族)に対しては保健所等が検査を実施しないケースが増えているため

⑥	同居する家族に、発熱や風邪症状が見られる場合	家族の症状が消失するまで	→家族の感染が判明すれば④へ
<p>・上記②・⑤になり得る場合は、特定されるまで自宅待機とし、出席停止扱いとする 例：「本人または同居家族が濃厚接触者と特定されていないが、感染者と接触があった場合」</p> <p>・PCR検査結果は、医療機関または保健所等で実施したものに限る (市販の検査薬を家庭で実施したものは含まない)</p>			
<p>◆1 ホテル療養など完全な隔離が難しい場合は、濃厚接触者が判明した後、自宅において「日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策」を講じること。</p> <p>◆2 濃厚接触者(家族)に対しては保健所等が検査を実施しないケースが増えているため、家族も本人も無症状の場合は、本人が検査(市販の検査薬も可)して陰性が判明すれば登校可とする。ただし、高1・高2で自宅待機中に学年末考査が重なった場合はご相談ください。</p>			

4. 本校の臨時休校等の取扱い



※ 臨時休校があった場合、学校再開の判断は前日の19時までにClassiにて連絡します。